

重要社内便追跡サービス(クラウド)約款

第1章 総則

第1条 (本サービスの適用)

ヤマトシステム開発株式会社(以下「当社」といいます)は、この「重要社内便追跡サービス(クラウド)約款」(以下「本約款」といいます)に基づき、契約者に対して本サービスを提供します。

第2条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) 本サービス	本約款に基づき、当社の電子通信機器等およびインターネットなどのネットワークを介して、当社が契約者に提供する重要社内便追跡サービス
(2) 利用契約	本規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
(3) 契約者	当社と利用契約を締結している法人
(4) 契約者設備	本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア
(5) 申込者	当社と本サービスの利用契約を希望する者
(6) 本サービス用設備	本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア
(7) 電気通信事業者	電気通信事業法第2条第5号で定義された者
(8) 利用者ID	パスワードと組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号
(9) パスワード	利用者IDと組み合わせて、契約者その他の者を識別するために用いられる符号

第3条 (約款の適用)

本約款は、本サービスの利用に関し、当社および契約者に適用されるものとします。

- 2 本約款の他に当社が、契約者に発する第5条(当社からの通知)所定の通知およびその他の利用条件等の告知(以下、併せて「諸規定等」といいます)は、名目の如何に関わらず、本約款の一部を構成するものとします。
- 3 本約款本文の定めと諸規定等の定めが異なる場合は、当該諸規定等の内容が優先して適用されるものとします。

第4条 (本約款の変更)

当社は、この約款を随時変更することがあります。この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の本約款によります。

- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、1箇月の予告期間において、変更後の本約款の内容を契約者に通知するものとします。

第5条 (当社からの通知)

当社からの契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

- 2 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第2章 サービスの利用可能区域・時間等

第6条 サービスの利用可能区域・時間

本サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。

- 2 本サービスの利用可能時間は毎日0時から24時までとします。ただし、当社は以下の各号に該当する場合、サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 本約款第22条(利用の制限)に該当する場合
 - (2) 本約款第23条(保守等による本サービスの中断)に該当する場合

第3章 利用契約の締結等

第7条 (利用申込の承諾と契約の成立)

利用契約は、当社所定の申込書による申込者の申込みに対し、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は当該申込者による利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みの際に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- (2) 申込者が振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき、もしくは申込者が公租公課の滞納処分を受け、または支払いの停止もしくは仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立てがあるなど、債務の履行が困難と想定されるとき。
- (3) 申込者が、過去に利用契約を当社から解除されているとき、または利用契約の申込み時点において本サービスの利用を停止されているとき。
- (4) 申込者への本サービスの提供に関し、技術上または業務遂行上の著しい困難が認められるとき。

第8条 (利用契約の変更)

契約者が本サービスの利用内容を変更しようとする場合は、当社所定の変更届を当社に提出するものとし、この場合の手続は、前条(利用申込の承諾と契約の成立)を準用するものとし、この場合、「申込者」を「契約者」、「利用契約」を「利用契約の変更契約」と読み替えるものとし、

第9条 (契約者事項の変更)

契約者は、その法人名、または住所もしくは所在地を変更するときは、変更予定日の1箇月前までに当社所定の変更届を当社に提出するものとし、

- 2 前項に規定するもののほか、契約者は利用契約の申込みの際に当社に通知した事項を変更しようとするときは、当社所定の書類に変更事項および変更予定日等を記入の上、変更予定日の1箇月前までに当社に提出するものとし、

第10条 (権利譲渡の禁止等)

契約者は、当社の事前の書面による同意なくして、契約者としての地位を第三者に継承させ、或いは利用契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡しもしくは引き受けさせまたは担保に供してはなりません。

第11条 (契約者からの契約解約)

契約者は、利用契約を解約しようとするときは、当社に対し解約希望日の1箇月前(当該日が土曜、日曜、祝日の場合においては直前の当社営業日)までに当社所定の解約届によりその旨を通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約できるものとし、

- 2 前項により利用契約が解約された場合であっても、その利用中に係わる契約者の債務は、利用契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第12条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、第24条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が、停止の日から7日以内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解除できるものとし、

- 2 当社は、契約者が利用契約を締結した後において第7条(利用申込の承諾と契約の成立)の各号いずれかに該当することが明らかになった場合、前項の規定に係わらず利用契約を即時解除できるものとし、
- 3 当社は、前各項の規定により利用契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を当該契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第4章 利用料金

第13条 (利用料金)

本サービスの利用料金は別途当社所定の利用申込書に記載するものとする。

第14条 (利用料金の支払方法)

当社は、毎月契約者の利用申込書に記載の締日に締切り、利用料金を契約者に対し請求するものとし、契約者は当該請求内容を確認のうえ、当社の指定する期日までに当社の指定する銀行口座に振込支払うものとし、ただし、指定期日が金融機関の休日にあたる場合は、その日を繰り上げるものとし、

- 2 前項の支払いに必要な振込み手数料その他の費用は、契約者が負担するものとし、
- 3 契約者は、第1項の利用料金計算期間において、本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払いを要するものとし、

第15条 (利用料金の改定)

当社は、社会経済情勢その他の情勢の大幅な変化、または物価もしくは賃金に大幅な変動が生じた場合は、利用料金を改定する場合があります。この場合、当社は契約者に対し改定日の1箇月前までに改定内容を通知するものとします。

第16条 (遅延損害金)

契約者は、本サービスの料金その他利用契約上の債務について、指定期日を過ぎてもなお履行しない場合には、指定期日の翌日から支払いの日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

2 前項の支払いに必要な振込み手数料その他の費用は、契約者が負担するものとします。

第5章 契約者の義務

第17条 (契約者の義務)

契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

2 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任で、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して、契約者設備を本サービス用設備に接続するものとします。

3 当社は、契約者が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

4 契約者は、契約者設備を利用するにあたり、利用者ID、パスワード、暗号装置等による安全管理措置を講じ、本サービスへの誤操作、不正アクセス、不正使用等の防止に努めなければなりません。

5 契約者は、利用者IDおよびパスワードを第三者に貸したり、第三者と共有したりしないものとします。

6 契約者は、利用者IDおよびパスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。

7 第三者による契約者の利用者ID・パスワードを用いた本サービスの利用は、当該契約者自身の利用とみなします。ただし、当社の故意または過失により利用者ID・パスワードが第三者に利用された場合にはこの限りではありません。

8 契約者が利用者IDおよびパスワードを失念した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

9 契約者は利用者IDおよびパスワードの盗難または第三者による使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第6章 当社の義務

第18条 (当社の維持責任)

本サービスにおける当社の責任は、契約者が支障なく本サービスを利用できるよう善良なる管理者の注意を持ってサービスを運営することに限られるものとします。

第19条 (本サービス用設備等の障害等)

当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限り速やかに契約者にその旨を通知するものとします。

2 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、直ちに本サービス用設備を修理または復旧するものとします。

3 当社は、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、直ちに当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。

4 当社は、本サービス用設備の設置、維持および運用にかかる作業の全部または一部（修理または復旧を含む）を当社の指定する第三者（以下「再委託先」といいます）に委託することができるものとします。この場合、当社は当該再委託先に対し、第20条（機密情報の取扱い）および第21条（個人情報の取扱い）のほか当該再委託業務遂行について本約款所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第20条 (機密情報の取扱い)

契約者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が秘密である旨あらかじめ指定した情報（以下「機密情報」といいます）を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 相手方からあらかじめ書面により機密情報として扱いから除外することの承諾を得た情報

2. 前項の定めにかかわらず、以下の機密情報については、前項に定める秘密である旨の指定がなされたものとみなします。
 - (1) 利用者が本サービスに入力する情報
 - (2) その他当社が定める機密情報
3. 前各項の定めにかかわらず、契約者および当社は、機密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとし、
4. 機密情報の提供を受けた当事者は、当該機密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、
5. 機密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた機密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で機密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます）を複製または改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます）することができるものとします。この場合、契約者および当社は、当該複製等された機密情報についても、本条に定める機密情報として取り扱うものとし、
6. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、前条（本サービス用設備等の障害等）第4項に規定する再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく機密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとし、
7. 機密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第5項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した機密情報を含む）を相手方に返還し、機密情報が契約者設備または本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとし、
8. 本条の規定は、本サービス終了後、3年間有効に存続するものとし、

第21条（個人情報の取扱い）

契約者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいい、以下同じとする）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩しないものとするともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとし、

2. 個人情報の取扱いについては、前条（機密情報の取扱い）第4項乃至第7項の規定を準用するものとし、
3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとし、

第7章 利用の制限、中断、停止等

第22条（利用の制限）

当社は、電気通信事業法第8条（重要通信の確保）に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2. 当社は、契約者が本サービス用設備に過大な負荷を生じる行為をしたとき、当該契約者の利用を制限することがあります。

第23条（保守等による本サービスの中断）

当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。

- (1) 当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
- (2) 前条（利用の制限）の規定により利用の制限を行っている場合
- (3) 当社が設置する本サービス用設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
- (4) 当社が本サービスの運用の全部または一部を中断することが望ましいと判断した場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時的に中断するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第24条（利用の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても料金を支払わない場合
- (2) 13ヶ月を越えて利用料金の支払が発生していない場合
- (3) 本約款の規定に違反した場合
- (4) その他、当社が不相当と判断する行為を行った場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止する場合は、その理由、サービス提供停止開始日、および期間、サービス提供停止解除条件をあらかじめ契約者に通知するものとし、

第25条（本サービスの中止または廃止）

当社は、本サービスの全部もしくは一部を一時的に中止または永続的に廃止することがあります。

- 2 当社は前項の規定により本サービスを中止または廃止するときは、契約者に対し中止または廃止する日の3箇月前までにその旨を通知します。

第8章 その他

第26条（損害賠償）

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスまたは利用契約に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由によりまたは当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、当該事由が生じた月の当該本サービスに係わる利用料金の額を超えないものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

- 2 前項の損害賠償請求は、損害発生の日から3箇月以内に行使しなければ、その請求権は消滅するものとします。

第27条（免責）

本サービスまたは利用契約に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条（損害賠償）の範囲に限られるものとし、当社は、以下のいずれかの事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 契約者設備の障害
 - (3) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (4) その他当社の責に帰すべからざる事由
- 2 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第28条（反社会的勢力との関係遮断）

当社および契約者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し確約するものとします。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
 - (2) 自らの役員（代表者、取締役または実質的に経営を支配する者）が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
 - (3) 自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと。
 - (4) 利用契約の有効期間内に、自らまたは第三者を利用し次の行為を行わないこと。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 虚偽の風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前記に準ずる行為
- 2 当社は、利用契約の有効期間内に契約者が前項の確約事項のいずれかに反することが判明した場合には、契約者に対し何らの催告を要せずして、直ちに取引の全部または一部を停止し、または利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、取引の停止または利用契約の解除に起因しまたは関連して契約者に損害等が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負わないとともに、当社に損害等が生じた場合は、契約者に対する当社からの損害賠償請求を妨げないものとします。

第29条（専属的合意管轄裁判所）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条（準拠法）

本約款並びに本約款および諸規定等に基づく利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

第31条（協議）

本約款並びに本約款および諸規定等に基づく利用契約に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議することとします。

付 則

(付則)

この約款は2009年1月1日から発効します。

(改定履歴)

2011年12月 1日	第1. 1版発効
2014年 2月18日	第2. 0版発効